

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第52-3号
令和8年（2026年）2月25日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社清和 代表取締役 栗原 敦司 長野県伊那市日影58番地	
申請の区分（Ⅰ）	産業廃棄物処理施設の変更許可	
条例第39条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県伊那市高遠町上山田32番
	② 廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破砕施設
	③ 処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	300t/日（37.5t/h：8時間稼働）
	⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	がれき類の破砕施設の入替 新 旧 (1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番 (2) 処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機株式会社 ZX210K-6）に

		取り付けて使用 処理能力：300 t / 日 (37.5 t / h：8 時間稼働)	処理能力：560 t / 日 (70 t / h：8 時間稼働)
条 例 第 39 条	⑩対象周辺地域の範囲	伊那市 高遠町上山田地区、新山北新地区	
	⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 	
	⑫事業計画書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県伊那市日影 58 番地 株式会社清和 本社 (期間) 事業計画協議終了まで (時間) 午前 9 時～午後 5 時	
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	【新山北新地区】 令和 8 年 3 月 28 日 (土) 午後 6 時から 長野県伊那市富県 2785 番地 3 北新公民館 【上山田地区】 令和 8 年 3 月 7 日 (土) 午後 7 時から 長野県伊那市高遠町上山田 397 番地 1 上山田公民館	
関 係 図 書 の 閲 覧	縦覧に供する場所	長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	事業計画協議終了まで (土日・祝日その他県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 41 条	○第36条第 1 項の対象関係市町村長 ○第36条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画書について	17 号	提出期限 令和 8 年 4 月 27 日 (月) 提出先 〒396-0009 長野県伊那市日影 58 番地 株式会社清和 (意見書の写しを地域振興局にも提出できま

				す) 写しの提出先 〒396-8666 長野県伊那市荒井 3497 番地 長野県上伊那地域振興 局環境・廃棄物対策課
--	--	--	--	--

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第 41 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。